

鳥獣被害の現状と対策について

令和 6 年 4 月 15 日
農 林 水 産 省

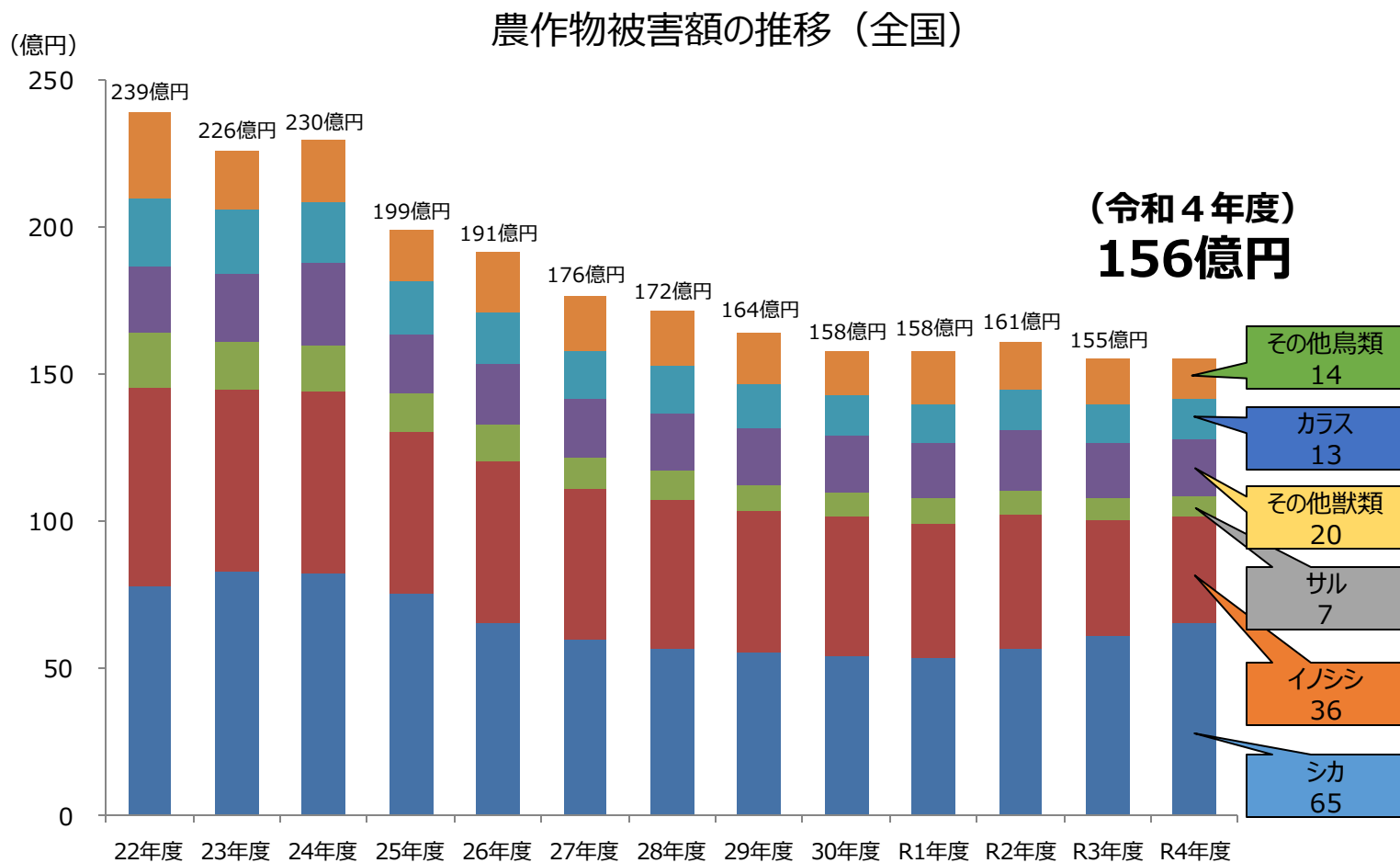
鳥獣被害対策の3本柱

- 鳥獣被害対策は、「とる」(個体群管理)、「まもる」(侵入防止対策)、「よせつけない」(生息環境管理)の3本柱が基本。
- この活動を地域ぐるみでいかに徹底してできるかが、対策の効果を大きく左右。



野生鳥獣による農作物被害の概要（全国）

- 令和4年度の野生鳥獣による農作物被害額は**156億円**と令和3年度から**微増**。
- 被害額全体の2 / 3 が**シカ、イノシシ**によるもの。
- 他の獣種の被害額が減少する中で、**シカ**については、**令和元年度以降増加**。



※ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある

【出典】「全国の野生鳥獣による農作物被害状況について」（農林水産省）

農作物被害



森林被害

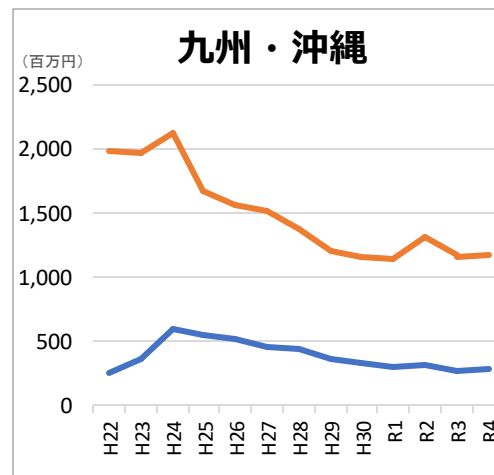
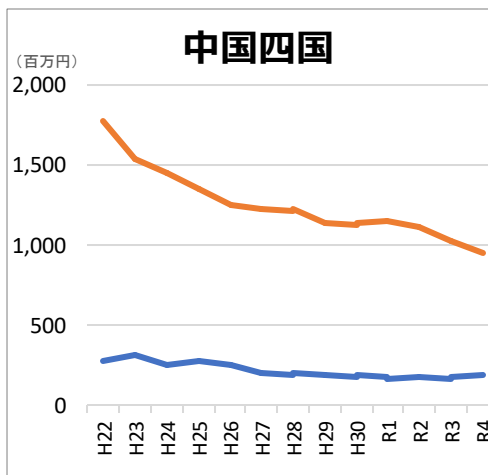
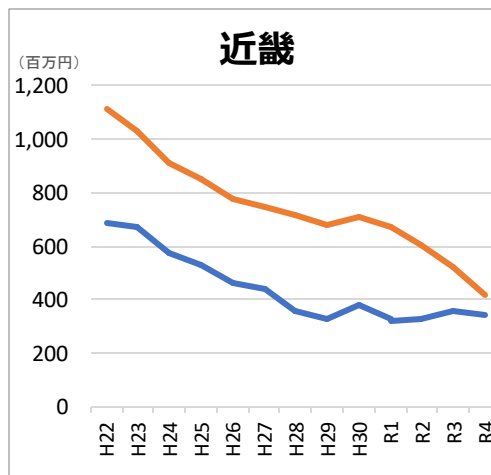
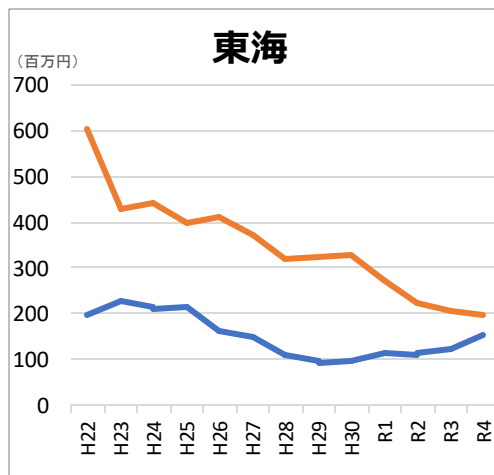
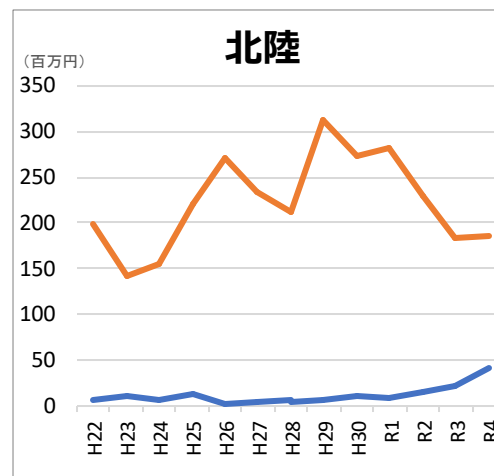
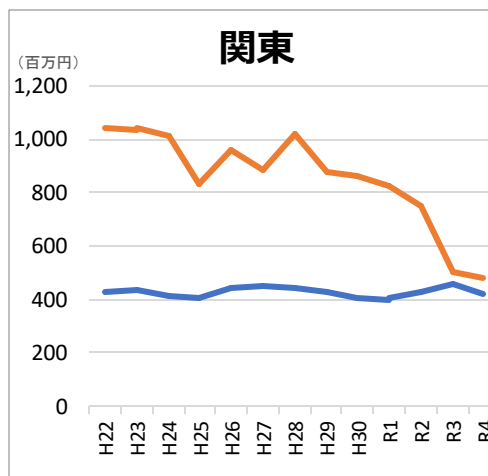
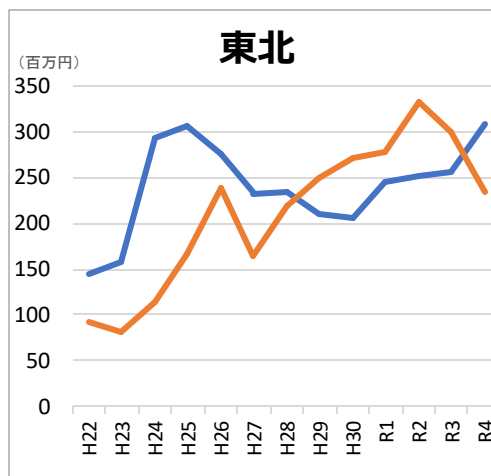
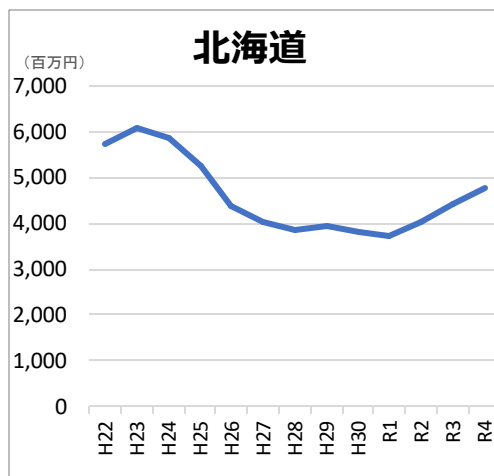


シカ・イノシシによる農作物被害の概要（ブロック別）

- 農作物被害額をブロック別で見ると、古くからシカやイノシシが生息していた**近畿、中国四国等**では、**柵整備や捕獲等により減少傾向**にある一方、**東北、北陸等**では**シカの生息域が広がり、被害額も増加**。
- **北海道**は、シカの捕獲数が足りず**生息数が増加**しており、令和元年以降**被害額が急増**。

ブロック別の農作物被害額の推移（シカ、イノシシ）

シカ イノシシ



シカの更なる捕獲強化対策について

- 令和5年度補正予算において、**シカ特別対策事業**を措置。**都道府県と市町村が連携**して実施する本事業を強力に推進することで、**シカの集中的な捕獲を行う**。
- 3省庁（農水省、林野庁、環境省）が連携し、**既存事業とも組み合わせながら、シカの逃げ場をなくし、効果的にシカの生息頭数を大きく減少**させていく。

シカ特別対策事業（R5補正）

（1）概要

シカ被害が拡大している又は被害の拡大が予測される地域において、**都道府県が主導し市町村と連携**して行う、**早急にシカの生息頭数を大きく減少させる総合的な取組**を支援。

（2）支援内容

自由度の高い仕組みとしており、以下の取組の支援が可能。

- ①実施体制の整備 ②生息状況調査等
- ③**シカの集中捕獲**（頭数払いの柔軟な設定も可）
- ④捕獲個体の処理 ⑤人材育成活動
- ⑥大規模捕獲実証 ※ ①～③は必須

【実施内容の例】



メスジカの選択捕獲



捕獲困難な地点での捕獲



新たな処理方法の実証



シャープシューティング



大型囲いわなの実証

等

今後の展開

これまでの実施状況を検証し、改善の可否を検討

『シカ特別対策事業』
これまで手の届かなかったエリアで従来実施できなかった手法も活用し、シカを集中的に捕獲

都道府県広域捕獲活動支援事業

緊急捕獲活動支援事業

緊急捕獲活動支援事業

効果的・効率的な捕獲が行えるよう、捕獲従事者の育成や、ICT機器の活用等を促進

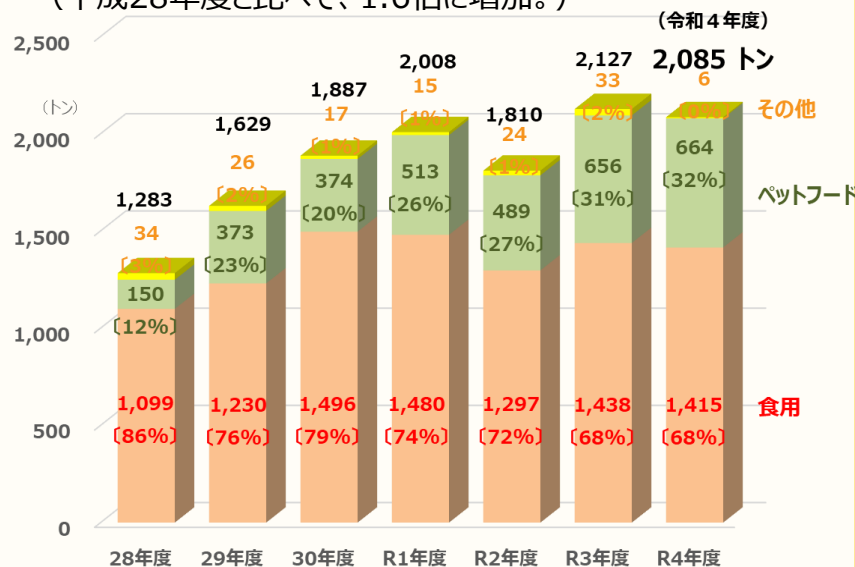
- ・シカ特別対策事業を強力に推進し、**シカの集中的な捕獲**を実施。
- ・**既存事業**についても必要な改善等を図りつつ、**3省庁（農水省、林野庁、環境省）が連携**しながら捕獲を推進し、**シカの逃げ場をなくして、生息頭数を減らしていく**。

ジビエ利用の現状と今後の展開方法

- ジビエ利用量は、平成28年度から1.6倍に増加し、**令和4年度は2,085トン**。**令和7年度に4千トン**まで引き上げる目標を掲げており、**より一層ジビエ利用を増加**させる必要。
- このため、可能な限り、捕獲個体の**ジビエ処理施設への搬入を増やす**とともに、**ジビエ需要の更なる喚起**を図りつつ、**未利用部位はペットフード向けの活用等**を促進し、ジビエ利用を推進。

ジビエ利用の現状

- ジビエ利用量について**令和7年度に4千トン**を目標とする中、令和4年度は**2,085トン**。
(平成28年度と比べて、1.6倍に増加。)



ジビエ利用量の推移

- ジビエ利用率 (利用頭数/捕獲頭数) ※自家消費は含まない。
6.9% (平成28年度) → 11.1% (令和4年度)

主な取組と今後の展開

捕獲・処理加工

- ・ 衛生管理の知識等を有する**ジビエハンター**の育成
令和5年度から研修制度を開始
- ・ ジビエ処理施設への**捕獲個体の搬入促進**
地形等に合わせた搬入機器等の活用
(改良型ジビエカー、保冷車の改造等)



供給

- ・ 衛生管理基準等の遵守やトレーサビリティの確保等に適切に取り組む施設を認証する**国産ジビエ認証**の更なる普及
外食事業者等への周知を強化し、制度の認知度向上



消費

- ・ ジビエの**PR強化と喫食機会の拡大**
大阪・関西万博における出展、ジビエを活用したツーリズムなど新たな販路開拓
- ・ 食肉以外の**ペットフード利用、皮革等の多用途利用**の促進
安全なジビエペットフード原料の製造方法の周知、多様な事業者の連携促進

鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

【令和6年度予算額 10,009 (9,713) 百万円】

（令和5年度補正予算額 5,000百万円）

<対策のポイント>

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、**鳥獣の捕獲等の強化**や**ジビエ利活用拡大**への取組等を支援します。
また、森林における**林業関係者等のシカ捕獲への参画促進**や**国有林野におけるシカ捕獲等**を実施します。

<政策目標>

- 鳥獣被害対策実施隊員数を令和7年度まで43,800人に増加（42,110人〔令和5年度〕→43,800人〔令和7年度まで〕）
- 野生鳥獣のジビエ利用量を令和元年度から倍増（4,000t〔令和7年度まで〕）

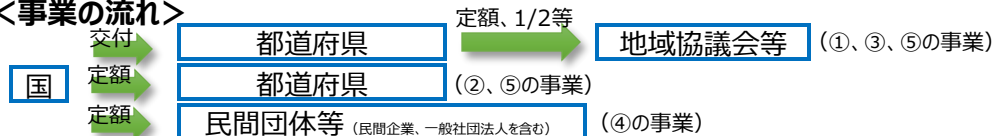
<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 9,900 (9,603) 百万円

- ① 鳥獣被害防止総合支援事業【令和5年度補正予算含む】
シカやイノシシ、サル、クマ等への対応など「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や侵入防止柵の設置、**広域柵の整備再編計画の策定、侵入防止柵の再編整備支援の強化**等を支援します。
- ② 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業
都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策や広域捕獲に係る取組等を支援します。
- ③ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動経費を支援します。
- ④ 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業等【令和5年度補正予算含む】
被害対策推進のための人材育成や**狩猟組織の体制強化**、ジビエ消費拡大を図るプロモーション等を行うとともに、**ジビエ利活用の更なる拡大に向けた情報発信の取組**等を支援します。
- ⑤ **シカ特別対策**【令和5年度補正予算】
集中的にシカ被害を低減させるための対策の実施を支援します。

<事業の流れ>

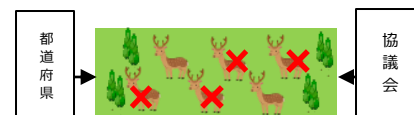


【総合的な鳥獣対策・ジビエ利活用拡大への支援】



【捕獲等の強化】

- ① **シカの個体数減少に向けた取組**
被害要因、生息状況等に基づいたシカの個体数減少に資する総合的な取組を支援【令和5年度補正予算】



- ② **効率的な柵の設置に向けた支援**
広域柵の整備再編計画の策定支援やグレーチング設置等を含めた再編整備を強化



【ジビエ利活用拡大に向けた取組】

- ① **広域搬入の推進**
捕獲鳥獣の処理加工施設への搬入拡大に向けた支援を実施



- ② **ジビエの情報発信強化**【令和5年度補正予算】
ジビエ利活用の更なる拡大に向けた展示物等の制作等を通じた情報発信の強化



2. シカ等による森林被害緊急対策事業 109 (109) 百万円

森林における効果的なシカ捕獲の推進のため、林業関係者等のシカ捕獲への参画促進や先進技術による調査・捕獲、広域捕獲への支援とともに、国有林野における国土保全のためのシカ捕獲等を実施します。【令和5年度補正予算含む】

<事業の流れ> ※国有林においては、直轄で実施



【お問い合わせ先】

- （1の事業）
- （2の事業）

【林業関係者の参画促進】



【広域捕獲への支援】



【国土保全のための捕獲】



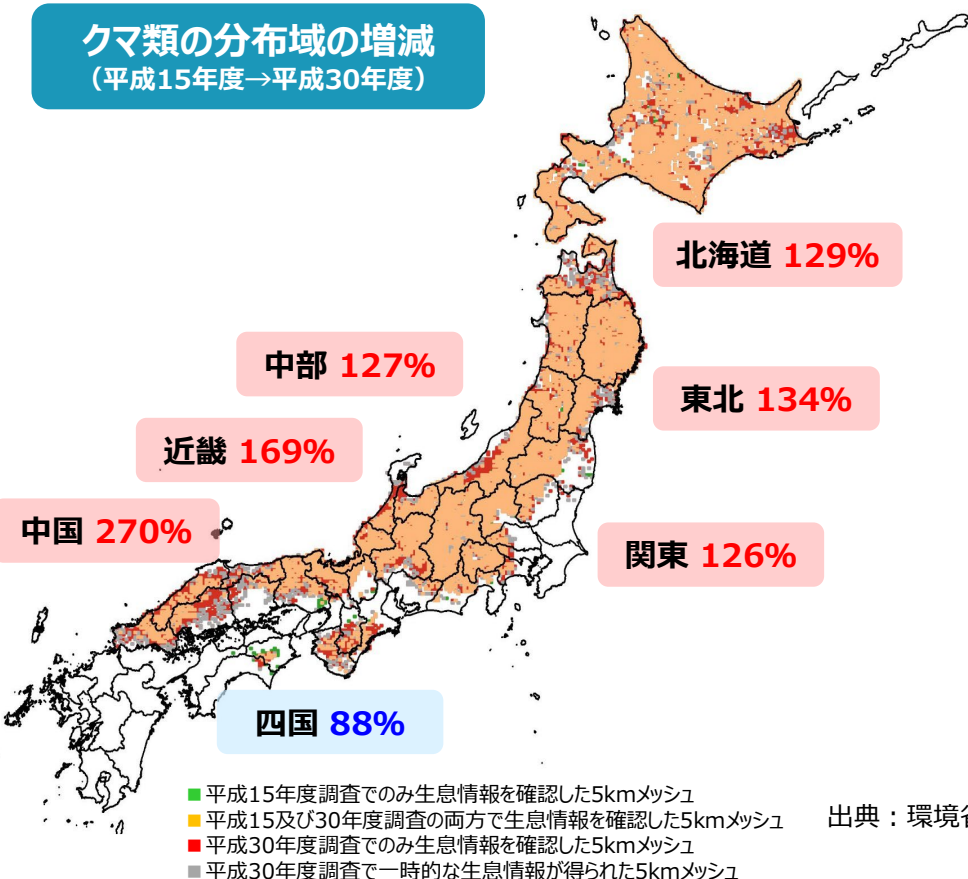
農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室 (03-3591-4958)
林野庁研究指導課森林保護対策室 (03-3502-1063)

クマ類（ヒグマ・ツキノワグマ）の生息及び被害状況

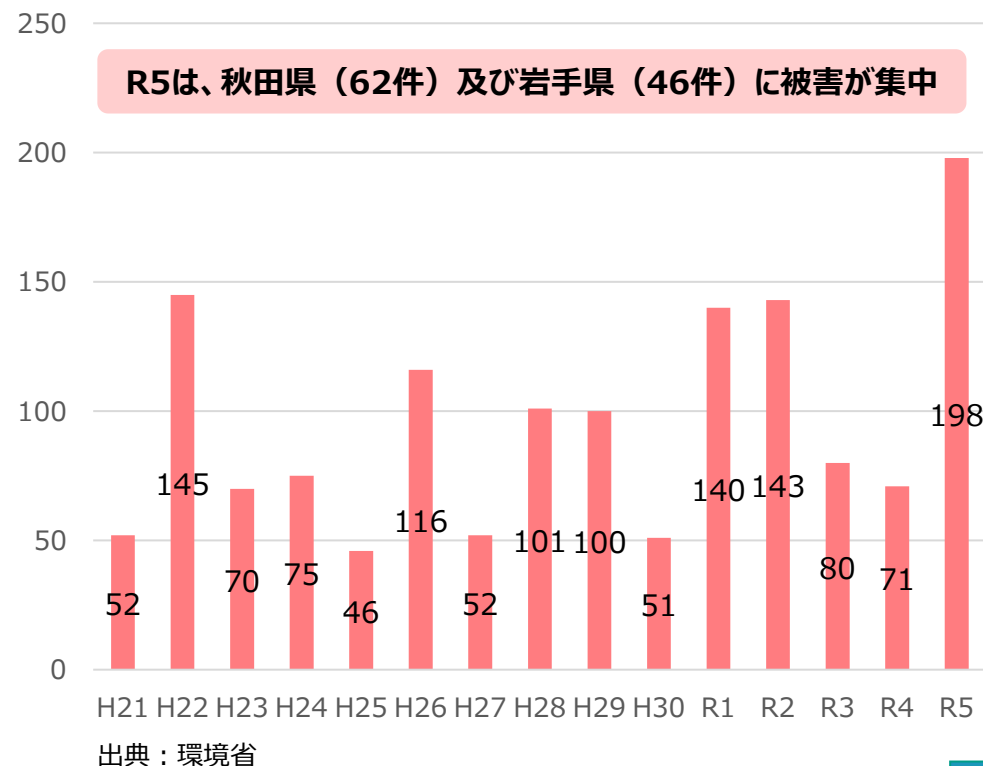
資料 2 - 2

- **ヒグマ**は、平成15年度と30年度の比較で、**分布域は約1.3倍に拡大**。令和2年度の**推定個体数**は11,700頭（中央値）で**30年間で2倍以上に増加**。
- **ツキノワグマ**は、平成15年度と30年度の比較で**分布域は約1.4倍に拡大**。他方、四国は分布域が縮小、九州は絶滅。本州の多くの地域で**推定個体数は増加又は安定化**。
- 人口減少・高齢化等により、**クマ類の分布が人の生活圏周辺まで拡大**する中、令和5年度は、秋の東北の堅果類（どんぐり）の凶作等により、クマ類による**人身被害が過去最多（198件、219人）**を記録。

クマ類の分布域の増減
(平成15年度→平成30年度)



クマ類による人身被害件数



「クマ類による被害防止に向けた対策方針」のポイント

- 令和6年2月8日の専門家検討会において、科学的知見に基づき、「**クマ類による被害防止に向けた対策方針**」を取りまとめ。
- 対策の基本的な考え方は、**クマ類の地域個体群を維持**しつつ、**人の生活圏への出没防止**により、**人とクマ類のすみ分け**を図る。
- その実現に向け、「**ゾーニング管理**※1」、「**広域的な管理**※2」、「**順応的な管理**※3」の**3つの管理**を推進。

※1：人の生活圏とクマ類の生息域の区分 ※2：保護管理ユニットに基づき都道府県をまたぐ広域管理 ※3：事業のモニタリングにより、より適切な管理方法を適用

指定管理鳥獣の指定

- **クマ類を指定管理鳥獣※に指定**（絶滅のおそれのある四国の個体群を除く）。**都道府県等への技術的・財政的支援**が必要。
- **捕獲に偏らない対策**が必要（調査・モニタリング、出没防止対策、出没時の体制構築、人材育成 など）。

※ 都道府県等が捕獲等により集中的かつ広域的に管理する鳥獣

人の生活圏への出没防止

- 放任果樹等の**誘引物の管理**、**電気柵**の設置、**追い払い**、山林、耕作放棄地、移動ルート**の緑地の刈り払い**、**緩衝帯**の整備が必要。

出没時の対応

- **市街地等での銃による捕獲**について、**鳥獣保護管理法の改正**も含めて、**対応方針の検討・整理**が必要。

人材育成・配置 他

- 都道府県・市町村への**専門的な人材**の育成・配置、**捕獲技術者**の育成・確保が必要。
- **ICT等を活用**した出没情報の提供、モニタリング手法の開発が必要。
- **過度な苦情への対応**、**四国個体群の保全強化**等が必要。

クマ類保護及び管理に関する検討会

（第1回）令和5年12月26日（火）

- ・ クマ類の生息状況、被害状況等について
- ・ ヒアリング（北海道、岩手県、秋田県、群馬県、富山県、兵庫県）

（第2回）令和6年1月9日（火）

- ・ ヒアリング（大日本猟友会、北海道農業協同組合中央会、日本自然保護協会、知床財団、NPO法人ピッキオ）
- ・ 論点の整理

（第3回）令和6年2月8日（木）

- ・ 「クマ類による被害防止に向けた対策方針」の決定

（検討委員）※五十音順

- ・ 大井 徹 石川県立大学生物資源環境学部 特任教授
- ・ 小池 伸介 東京農工大学大学院 教授
- ・ 近藤 麻実 秋田県生活環境部自然保護課 主任
- ・ 佐藤 喜和 酪農学園大学 農食環境学群 教授
- ・ 澤田 誠吾 島根県西部農林水産振興センター 主幹
- ・ 山崎 晃司 東京農業大学地域環境科学部 教授 ※座長
- ・ 横山 真弓 兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授

指定管理鳥獣に関する取組

- **指定管理鳥獣の指定**（鳥獣保護管理法省令の改正）
※4月中の公布・施行予定
- **指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の拡充**（クマ類の追加）

クマ被害対策施策パッケージ

- クマ類の指定管理鳥獣への指定に併せて、関係省庁が連携した総合的な施策パッケージの実施により、国民の安全・安心を確保する。
- クマ類の地域個体群を維持しつつ、人とクマ類のすみ分けを図ることで、クマ類による被害を抑制する。

1. 人の生活圏への出没防止

- 人の生活圏周辺での追い払い、放任果樹（柿など）等の誘引物の管理、緩衝帯の整備、電気柵の設置等の支援（環境省、農林水産省、林野庁）
- クマ類の移動ルートとなる河川の生息環境管理の支援（国土交通省）

2. 出没時の緊急対応

- 都道府県・市町村による出没対応マニュアルの作成、出没対応訓練等の支援（環境省）
- ICT等を活用した出没情報の収集・提供等の支援（環境省）
- 住居集合地域や建物内での銃猟等に係る鳥獣保護管理法改正の検討（環境省）
- 都道府県・市町村等と連携した出没時の安全確保（警察庁）
- クマ類の捕獲に対する過度な苦情等に対応するため、科学的な情報発信の強化（環境省）

3. クマ類の個体群管理の強化

- クマ類の指定管理鳥獣への指定（四国の個体群を除く）（環境省）
- クマ類の個体数、生息分布、被害状況等の調査・モニタリングの支援（環境省）
- 人の生活圏周辺でのクマ類の個体数管理の支援（環境省）
- 農地周辺でのクマ類の捕獲の支援（農林水産省）

4. 人材育成・確保

- 都道府県・市町村の専門的な人材の育成・確保の支援（環境省、農林水産省）
- 捕獲技術者の育成・確保の支援（環境省、農林水産省）

5. クマ類の生息環境の保全・整備

- 鳥獣保護区等の保護区の設置（環境省）
- 針広混交林や広葉樹林への誘導、広葉樹の病虫害被害の防除（林野庁）
- 絶滅のおそれのある四国の個体群の保全（環境省、林野庁）

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（概要）

背景

元総理銃撃事件

自作された銃砲が犯罪に悪用。銃砲の形状等によらない対策が急務

長野における猟銃使用殺人事件

長期間使用されていなかった長射程のハーフライフル銃が犯罪に悪用

概要

自作銃砲も含む、銃砲の悪用防止対策

【銃砲の悪用に関する罰則強化】

- ▶ 発射罪の対象拡大
- ▶ 拳銃等以外の所持罪の罰則強化

	拳銃等	猟銃	その他装薬銃砲 空気銃 クロスボウ 電磁石銃
発射罪	無期又は 3年以上の懲役	—	—
所持罪	1年以上 10年以下の懲役	5年以下の懲役	3年以下の懲役

対象拡大

人の殺傷等の目的の場合
を加重

【インターネット等での悪質情報の対策】

- ▶ 拳銃等の所持罪に当たる行為等を、公然、あおり・唆したことに対する罰則を整備

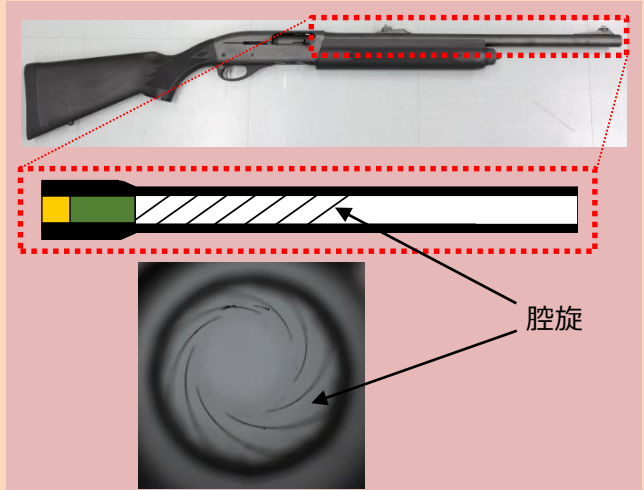
【電磁石銃の「銃砲」への追加】

- ▶ 電磁石の磁力により金属性弾丸を発射する機能を有する銃で、一定以上の威力を有するものを、原則所持禁止

許可猟銃の対策

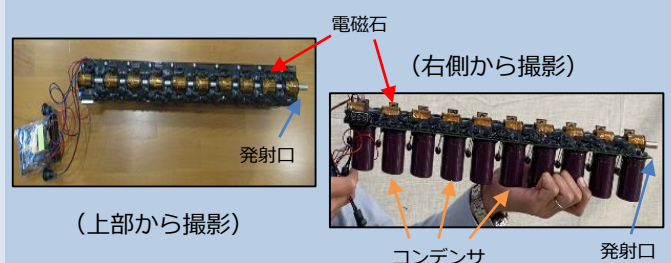
【ハーフライフル銃の規制強化】

- ▶ ライフル銃の定義（腔旋が半分超）を変更し、ハーフライフル銃についても、厳格なライフル銃の許可の基準を適用



【眠り銃の許可取消要件の厳格化】

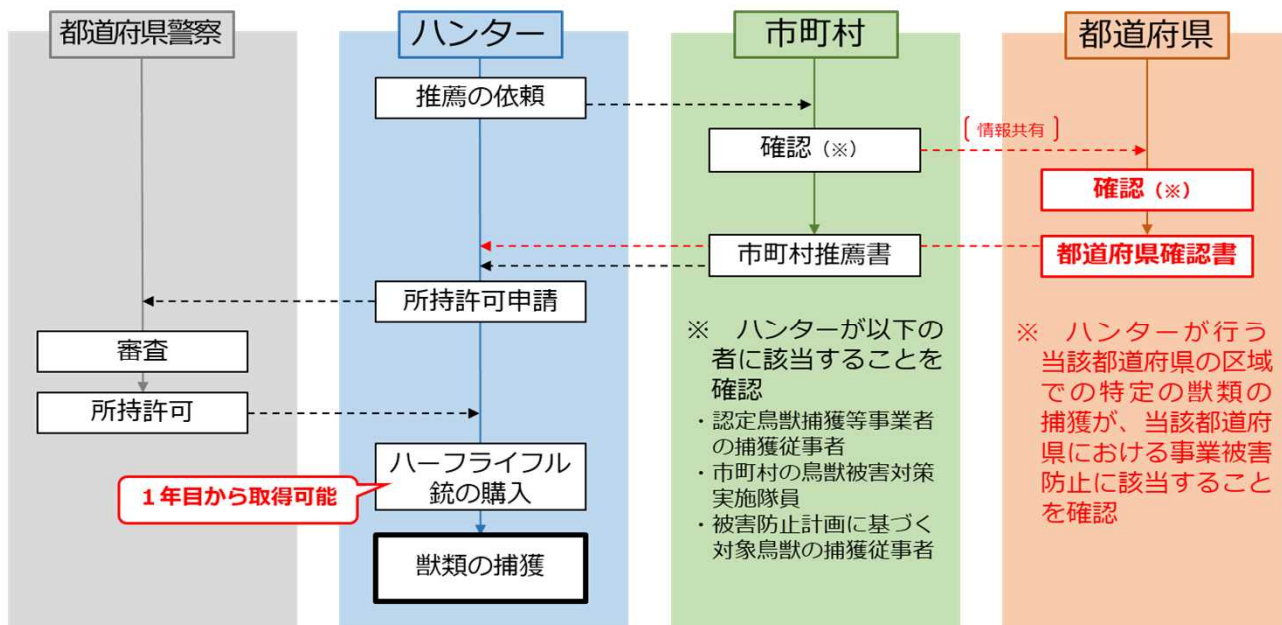
- ▶ 猟銃を長期間用途に供していないとして、所持許可を取り消すことができる期間を3年から2年に短縮



ハーフライフル銃の所持許可の流れ①

警察庁

【赤字が改正に伴う運用の変更部分】



【現 行】市町村推薦書のみ：当該市町村の区域でハーフライフル銃を使用できる

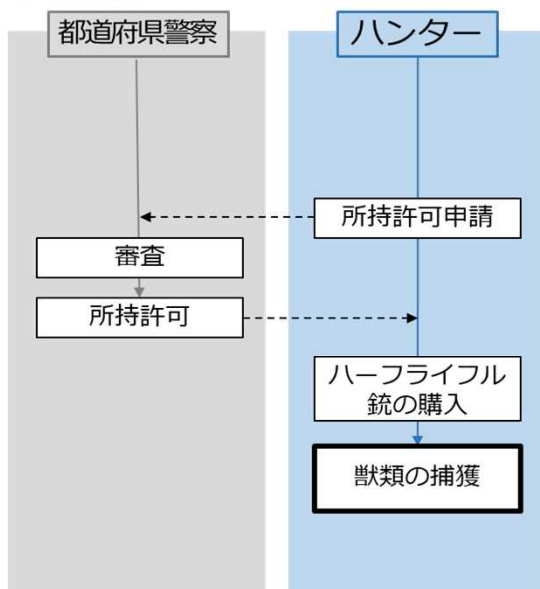
【検討案】市町村推薦書と都道府県確認書：当該都道府県の区域でハーフライフル銃を使用できる

※ 当該都道府県の区域での特定の獣類の捕獲について狩猟免許による捕獲・許可捕獲の別を問わない。

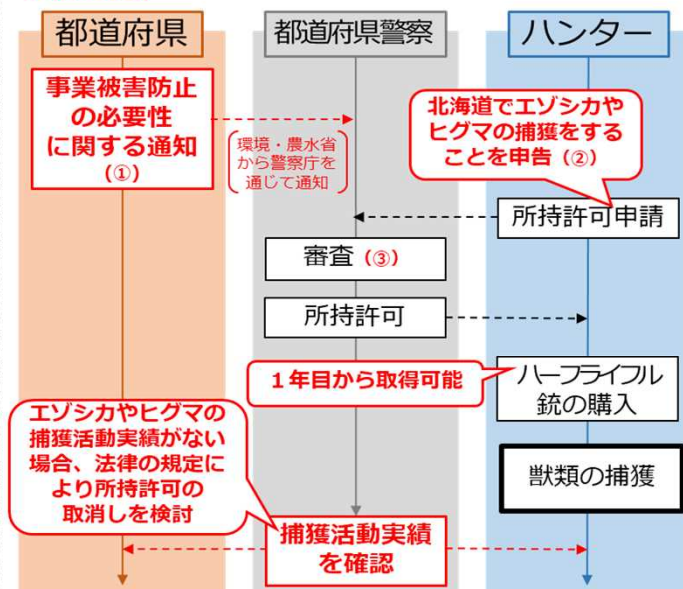
ハーフライフル銃の所持許可の流れ②

警察庁

【改正前】



【改正後】



① 特定の都道府県の区域で、当該都道府県における事業被害の防止のため、ハーフライフル銃による特定の獣類の捕獲が必要である旨を示す通知（ハーフライフル銃の新規所持許可丁数、ハーフライフル銃による特定の獣類の捕獲数、特定の獣類による事業被害の状況等を踏まえて検討）

② 狩猟免許による捕獲・許可捕獲の別を問わない

③ ハンターが特定の都道府県において特定の獣類の捕獲をする予定であることを確認（銃刀法第5条の2第4項第1号の事業被害防止の要件への該当性）